

令和 5 年 度

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

令和５年度東京都一般会計

区	分	金	額
1	歳入総額		8,483,136,096,584円
2	歳出総額		8,212,896,610,423
3	歳入歳出差引額		270,239,486,161
4	（１）継続費通次繰越額		—
	（２）繰越明許費繰越額		67,623,963,000
	（３）事故繰越し繰越額		3,241,940,000
	計		70,865,903,000
5	実質収支額		199,373,583,161
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

備考：決算書の翌年度繰越額と本調書４ 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
173,033,650,000円	70,865,903,000円	102,167,747,000円

令和５年度東京都特別区財政調整会計

区	分	金	額
1	歳入総額		1,209,548,963,000円
2	歳出総額		1,209,548,963,000
3	歳入歳出差引額		0
4	（１）継続費通次繰越額		—
	（２）繰越明許費繰越額		—
	（３）事故繰越し繰越額		—
	計		—
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和５年度東京都地方消費税清算会計

区	分	金	額
1	歳入総額		2,628,031,222,021 ^円
2	歳出総額		2,348,392,289,500
3	歳入歳出差引額		279,638,932,521
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		279,638,932,521
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和５年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		781,849,067 ^円
2	歳出総額		0
3	歳入歳出差引額		781,849,067
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		781,849,067
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和5年度東京都国民健康保険事業会計

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	1,113,044,097,767 円
2	歳 出 総 額	1,089,541,708,765
3	歳 入 歳 出 差 引 額	23,502,389,002
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額
		(2) 繰越明許費繰越額
		(3) 事故繰越し繰越額
		計
5	実 質 収 支 額	23,502,389,002
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	—

令和5年度東京都母子父子福祉貸付資金会計

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	11,723,107,714 円
2	歳 出 総 額	5,243,708,718
3	歳 入 歳 出 差 引 額	6,479,398,996
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額
		(2) 繰越明許費繰越額
		(3) 事故繰越し繰越額
		計
5	実 質 収 支 額	6,479,398,996
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	—

令和５年度東京都心身障害者扶養年金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		3,016,404,015 円
2	歳出総額		3,016,404,015
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和５年度東京都地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計

区	分	金	額
1	歳入総額		15,217,875,517 円
2	歳出総額		15,217,875,517
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	0
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	0
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書４ 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
148,059,000円	— 0円	= 148,059,000円

令和５年度東京都中小企業設備導入等資金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		1,898,947,728円
2	歳出総額		187,364,978
3	歳入歳出差引額		1,711,582,750
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		1,711,582,750
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和５年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計

区	分	金	額
1	歳入総額		113,566,110円
2	歳出総額		0
3	歳入歳出差引額		113,566,110
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		113,566,110
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和５年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計

区	分	金	額
1	歳入総額		円 189,431,411
2	歳出総額		36,850
3	歳入歳出差引額		189,394,561
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		189,394,561
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和５年度東京都と場会計

区	分	金	額
1	歳入総額		円 5,856,587,060
2	歳出総額		5,856,587,060
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和５年度東京都都営住宅等事業会計

区	分	金	額
1	歳入総額		147,885,490,240 円
2	歳出総額		145,496,673,113
3	歳入歳出差引額		2,388,817,127
4	（１）継続費通次繰越額		—
	（２）繰越明許費繰越額		133,308,000
	（３）事故繰越し繰越額		—
	計		133,308,000
5	実質収支額		2,255,509,127
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

備考：決算書の翌年度繰越額と本調書４ 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
8,333,985,000円	—	133,308,000円
		＝
		8,200,677,000円

令和５年度東京都都営住宅等保証金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		10,328,238,622 円
2	歳出総額		1,989,652,651
3	歳入歳出差引額		8,338,585,971
4	（１）継続費通次繰越額		—
	（２）繰越明許費繰越額		—
	（３）事故繰越し繰越額		—
	計		—
5	実質収支額		8,338,585,971
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和５年度東京都都市開発資金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		3,531,645,362円
2	歳出総額		3,531,645,362
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和５年度東京都用地会計

区	分	金	額
1	歳入総額		10,388,243,741円
2	歳出総額		4,046,569,050
3	歳入歳出差引額		6,341,674,691
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	1,187,000
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	1,187,000
5	実質収支額		6,340,487,691
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書４ 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
83,187,000円	—	1,187,000円
		82,000,000円

令和５年度東京都公債費会計

区	分	金	額
1	歳入総額		1,101,694,980,414円
2	歳出総額		1,101,694,980,414
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和５年度東京都臨海都市基盤整備事業会計

区	分	金	額
1	歳入総額		2,492,225,873円
2	歳出総額		442,466,367
3	歳入歳出差引額		2,049,759,506
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	27,988,000
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	27,988,000
5	実質収支額		2,021,771,506
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書４ 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
27,988,000円	—	27,988,000円
		＝ 0円

令和5年度東京都工業用水道事業清算会計

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	18,497,386,498 円
2	歳 出 総 額	10,454,345,131
3	歳 入 歳 出 差 引 額	8,043,041,367
4	翌年度へ繰越すべき財源	
	(1) 継続費繰次繰越額	—
	(2) 繰越明許費繰越額	—
	(3) 事故繰越し繰越額	—
	計	—
5	実 質 収 支 額	8,043,041,367
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	—